

水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会設置要項

(目的)

第1条 水銀に関する水俣条約の早期発効及び水銀フリー社会の実現に向けて、水銀含有製品の使用削減、代替製品への転換促進に関する方策や、水銀廃棄物の回収・処理のあり方等について広く意見を求め、熊本県が実施する水銀フリーに関する施策の基本的方向について検討するため、水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議し、施策の基本的方向性について検討する。

- (1) 水銀含有製品の使用削減や代替製品への転換促進に関すること
- (2) 熊本県が実施する水銀現況調査に関すること
- (3) 日常生活で発生する水銀廃棄物の適正処理の推進に関すること
- (4) その他検討会の目的を達成するために必要な事項

(委員等)

第3条 検討委員会は、水銀廃棄物の回収・処理等に関する専門家、関係事業者、関係行政機関等として、環境生活部長が委嘱する15人以内の委員及びオブザーバー（以下「委員等」という。）をもって構成する。

2 委員等の任期は平成26年6月1日から平成27年3月31日までとする。

ただし、必要に応じ、本人等の意向を踏まえて延長することができる。

3 委員等が欠けた場合は、補欠の委員等を選任することができる。ただし、この場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 検討会に会長を置き、会長は委員の互選によってこれを選任する。

2 会長は、会務を総務する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 会議の出席については、水銀廃棄物の回収・処理等に関する専門家及び研究機関からの委員等を除き、代理者の出席も可とする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、環境政策課及び廃棄物対策課が共同で行う。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、検討会の運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月25日から施行する。